

○津山駅北口駐車場条例

平成25年12月25日

津山市条例第65号

改正 平成29年12月19日条例第34号

(目的及び設置)

第1条 津山駅における公共交通機関の利用促進を図るとともに、津山駅周辺の駐車需要に対処するため、津山駅北口駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場は、津山市横山86番地6に置く。

(利用の形態)

第3条 駐車場の利用の形態は、時間単位による利用とする。

(利用車種)

第4条 駐車場に駐車することができる車両の種類は、次に掲げる車両とする。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、その積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.

5メートルを超えないもの

(2) 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車

2 前項に規定する車両のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、原動機付自転車及び自転車（以下「二輪車」という。）の駐車場所は、駐車場内に設置する駐輪場とする。

3 第1項に規定する車両以外の車両を駐車しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用時間等)

第5条 駐車場の利用時間並びに入車及び出車できる時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間並びに入車及び出車できる時間を変更することができる。

(利用休止)

第6条 市長は、駐車場の整備等のため、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(駐車利用券の発行)

第7条 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、駐車利用券を発行するものとする。

2 駐車利用券は、再発行しないものとする。

（利用料金）

第8条 利用者は、次の表に掲げる額の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

区分	金額
自動車（二輪自動車を除く。）	最初の30分まで
	30分を超えて1時間まで
	1時間を超えて3時間まで
	3時間を超えて12時間まで
	12時間を超える利用時間については、12時間につき
二輪車	無料

備考 12時間を超えた利用時間の12時間未満の端数は、12時間とする。

2 利用料金は、出車の際に徴収する。ただし、駐車利用券による利用料金は、その発行の際に徴収する。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、利用者が正当な理由なく第1項に定める利用料金を納付しないときは、車両の出車を拒否するものとする。

（利用料金の収入等）

第9条 市長は、駐車場の管理を第15条の規定により指定管理者（同条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせる場合において適當と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず同条第1項の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、駐車場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車時間の制限)

第11条 利用者は、同一の車両を引き続き1週間を超えて駐車してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(駐車の拒否)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号のほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第13条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(施設等の損害賠償)

第14条 駐車場の施設その他の物件を毀損し、又は滅失させた者は、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 駐車場の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。以下「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び付属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第17条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第4条から第8条まで及び第10条から第12条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(その他)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、津山駅前駐車場条例（平成5年津山市条例第18号）第4条の2第1項の規定により発行された駐車利用券は、第7条第1項の規定により発行した駐車利用券とみなす。

付 則（平成29年12月19日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定（同項各号列記以外の部分中「の各号」を削る部分に限る。）並びに第9条第4項、第13条及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山駅北口駐車場条例第8条第1項の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後に徴収する利用料金について適用し、適用日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

○津山駅北口駐車場条例施行規則

平成25年12月25日

津山市規則第67号

(目的)

第1条 この規則は、津山駅北口駐車場条例（平成25年津山市条例第65号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車券の交付等)

第2条 駐車場の利用者は、入車の際に駐車場駐車券（様式第1号）の交付を受け、出車の際に利用料金を納付し、又は当該利用料金に相当する条例第7条に規定する駐車利用券として市長が発行する共通サービス券（様式第2号）を提出しなければならない。

(利用料金免除対象自動車)

第3条 条例第10条の規定により利用料金を免除することができる車両は、次の各号に掲げる車両とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が消火活動その他緊急を要する公務を行うために使用する車両
- (3) 前2号のほか市長が特に必要と認める車両

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第4条 条例第15条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(免責事項)

第5条 駐車場において車両の出入りの際又は駐車中の接触、盗難その他の事故により車両その他の物件に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

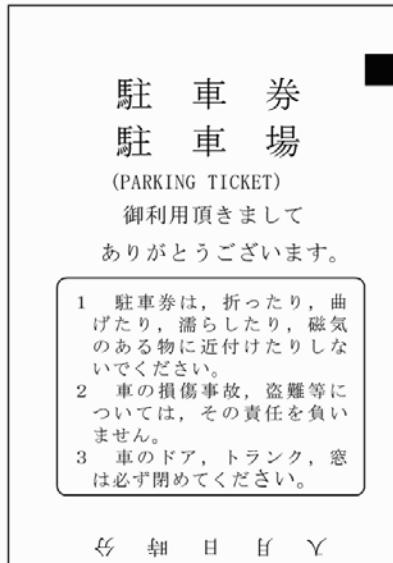
(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

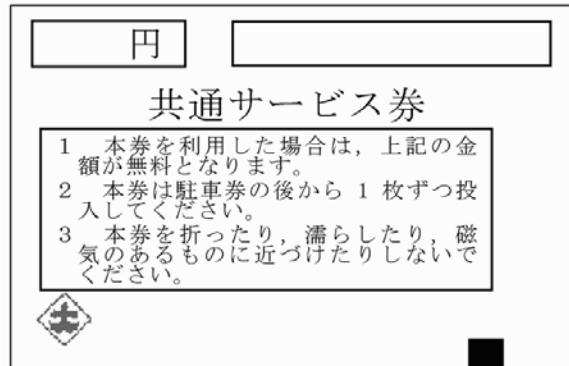
付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）



様式第2号（第2条関係）



様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）